

(別紙 1 - 1)

第 1 特定水産資源

くろまぐろ (小型魚)

第 2 知事管理区分及び知事管理区分ごとの漁獲量の管理の手法等

1 福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業 (上半期)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域 (漁業の許可及び取締り等に関する省令 (昭和 38 年農林省令第 5 号。以下「許可省令」という。) 第 1 条第 1 項第 1 号に掲げる海域をいう。以下同じ。)

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

4 月 1 日から同年 9 月 30 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理区分中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理区分の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 9 1 号) 第 1 条第 1 項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

2 福島県くろまぐろ (小型魚) 漁業 (下半期)

(1) 当該知事管理区分を構成する事項

① 水域

中西部太平洋条約海域

② 対象とする漁業

福島県の管轄に属する区域内に住所又は主たる事務所その他の事業所の所在地がある者がくろまぐろ (小型魚) を採捕する全ての漁業

③ 漁獲可能期間

10 月 1 日から翌年 3 月 31 日まで

(2) 漁獲量の管理の手法等

当該知事管理区分における管理の手法は、漁獲量の総量の管理とし、漁獲量等の報告に係る期限は、次のとおりとする。

① 当該管理区分中 (②に規定する場合を除く。)

陸揚げした日からその属する月の翌月の 10 日まで

② 都道府県知事が法第 31 条の規定に基づく公表をした日から当該管理区分の末日まで (漁獲可能量の追加配分等により当該知事管理区分の漁獲量の総量が当該知事管理漁獲可能量を超えるおそれが無くなったと認めるときは、この限りではない。)

陸揚げした日から 3 日以内 (行政機関の休日に関する法律 (昭和 63 年法律第 9

1号) 第1条第1項に規定する行政機関の休日は算入しない。)

### 第3 漁獲可能量の知事管理区分への配分の基準

漁獲可能量の知事管理区分への配分は、本県に配分された漁獲可能量すべてを知事管理区分に配分する。また、各知事管理区分への配分量は、知事管理区分における資源管理の取組み状況及び当該特定水産資源の回遊状況等を踏まえ、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて定めるものとする。

福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)の配分量に未利用分が生じた場合には、当該未利用分の全てを福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)に繰越せるものとする。

また、福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)における漁獲量の総量が配分された数量を超えた場合には、知事管理区分の配分量の総量を超えない限り、福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(下半期)から超過分の配分量を差し引き、超過した福島県くろまぐろ(小型魚)漁業(上半期)に充当するものとする。

なお、融通等を含め本県に追加配分された漁獲可能量は、福島海区漁業調整委員会の意見を聴いて配分するものとする。

### 第4 漁獲可能量による管理以外の手法による資源管理に関する事項

#### 1 緊急報告体制

1隻1日当たり100キログラムを超える量の採捕があった場合は、速やかに県に採捕の数量を報告するものとする。

### 第5 その他資源管理に関する重要事項

#### 1 知事管理区分の漁獲量の公表について

法第31条に定める場合に該当するか否かについては、当該知事管理区分の漁獲量が当該知事管理漁獲可能量の7割を超えるときを基準として、漁獲量の推移に応じて判断する。